

◆会社設立発起人が受ける報酬の所得区分



法人の設立期間中に、発起人が受ける報酬は給与所得に該当しますか。

なお、発起人報酬は、設立した法人が負担することになっており、このことは、定款にも記載されています。



発起人報酬は給与所得に該当します。

解 説

1 給与所得の意義

給与所得の意義

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいいます。

給与所得は雇用契約又はこれに準ずる関係に基づいて提供される個人の非独立的ないし従属的な人的役務の対価として他人から受ける報酬と解され、言い換えれば、労務の提供が自己の危険と計算によらず、他人の指揮監督の下になされる場合にその対価として支給されるものといえます。

2 発起人の意義

発起人の意義

発起人とは、会社設立を企画し、定款に署名した人で、定款の作成や会社設立に必要な手続をする人をいいます。

3 ご質問の場合

発起人報酬は、発起人が会社の設立に際して、会社のために提供した労務に対する報酬であり、法人設立中の法人（人格のない社団等）と発起人とは従属関係にあるものと解されますから、給与所得として取り扱われます。

(参考法令等) 所得税法28条

◆アルバイトに支給する通勤手当



アルバイトに支給する通勤手当のうち、非課税とされる部分の金額の判定は、その月中にその者の通勤に通常必要な額として支給する金額のうち、所得税法上非課税限度額として規定されている一定の金額（月額）によりますか。それとも勤務日数に応じた日割額になりますか。



アルバイトに支給する通勤手当であっても、非課税限度額の判定については、日割ではなく月額で判定することになります。

解 説

内 容

通勤手当の非課税限度額は、アルバイトのように断続的に勤務する者に対して支給する場合であっても、日割額によるべき旨は規定されていないため月額で判定することとなります。なお、非課税限度額とされるべき金額はそれぞれ次のようになります。

- (1) 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当
1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度100,000円）
- (2) 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当
 - ① 通勤距離が片道45km以上である場合
24,500円　ただし、運賃相当額が24,500円を超える場合は、その運賃相当額（最高限度100,000円）
 - ② 通勤距離が片道35km以上45km未満である場合
20,900円　ただし、運賃相当額が20,900円を超える場合は、その運賃相当額（最高限度100,000円）
 - ③ 通勤距離が片道25km以上35km未満である場合
16,100円　ただし、運賃相当額が16,100円を超える場合は、その運賃相当額（最高限度100,000円）

- ④ 通勤距離が片道15km以上25km未満である場合
11,300円 ただし、運賃相当額が11,300円を超える場合は、その運賃相当額（最高限度100,000円）
 - ⑤ 通勤距離が片道10km以上15km未満である場合
6,500円
 - ⑥ 通勤距離が片道2km以上10km未満である場合
4,100円
 - ⑦ 通勤距離が片道2km未満である場合
全額課税
- (3) 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券
1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度100,000円）
- (4) 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券
1か月当たりの合理的な運賃等の額と(2)の金額の合計額
（最高限度100,000円）

なお、非課税とされる通勤手当の範囲に関して、所得税法施行令20条の2の改正により、平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について、交通用具使用者が交通機関を使用するとした場合に負担することとなる運賃相当額まで非課税限度額を上乗せするいわゆる上限特例は廃止されます。

(参考法令等) 所得税法9条
所得税法施行令20条の2

◆業務開始前に支出した地代



私は、A社に勤務するサラリーマンで、所得はこのA社からの給与所得のみです。

この度、賃貸ビルを建設することとなり、4月から土地を借りています。賃貸ビルは4月中旬から建設が着工され、8月末に完成しました。家賃収入は、9月から入っていますが、4月から8月までの支払地代は、所得金額の計算上どのように扱うのですか。



「開業準備のために特別に支出する費用」として繰延資産として扱うのが相当です。

所
税
質
疑
三
四

解 説

不動産貸付業者の場合

1 不動産貸付業者が業務用資産取得の際に支出した地代

従来から不動産貸付業務を行っている者が、賃貸ビルを建設するため土地を借り、地代を支払った場合には、当該賃貸ビル建設中であっても不動産貸付業務の拡大と考えられ、当該地代は不動産所得の必要経費となります。

2 業務開始前に支出した地代

業務開始前に支出した地代の取扱い

業務開始前に支出した地代は、一見、新規開業の借入金利子と同様に建物の取得価額に算入することも考えられがちですが、借入金利子が資産の取得と実質的な関連性があるのに対し、地代と建物取得の間には実質的な関連性がないので建物の取得価額に算入することは合理性がありません。

新たに不動産貸付業務を行う場合に、建築期間中に支払う地代については、業務の開始を前提として発生するもので、将来の不動産収入から控除されるべきものと考えられますので、業務開始前に支出した地代は

五
七
五

繰延資産に該当します。

3 ご質問の場合

前記2のとおり、あなたが支出した地代は、「開業準備のために特別に支出する費用」(所令7条1項1号)として繰延資産として扱うのが相当と考えられます。

(参考法令等) 所得税法2条
所得税法施行令7条